

〔別紙〕

様式1

事業報告書  
(自 令和6年11月1日 至 令和7年10月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 心友会
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特定医療法人     出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県呉市西中央一丁目3番10号4F
- (3) 設立認可年月日 平成16年 2月10日
- (4) 設立登記年月日 平成16年 2月19日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	下原循環器内科クリニック	3410514347	広島県呉市西中央一丁目 3番10号4F	一般病床 0床 療養病床 0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
		該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
		該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年12月19日 令和5年度決算の決定

令和 6年 1月31日 出資持分贈与の件

令和 7年10月25日 令和7年度事業計画、予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 心友会  
 所在地 呉市西中央一丁目3番10号4F

※医療法人整理番号 2494

財 産 目 録  
 (令和 7年 10月 31日現在)

1. 資 産 額 229,993 千円  
 2. 負 債 額 4,756 千円  
 3. 純 資 産 額 225,236 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	98,854
B 固 定 資 産	131,139
C 資 産 合 計 (A+B)	229,993
D 負 債 合 計	4,756
E 純 資 産 (C-D)	225,236

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 心友会

※医療法人整理番号 2494

所在地 広島県呉市西中央一丁目3番10号-4階

貸借対照表  
(令和7年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	98,854	I 流動負債	4,756
II 固定資産	131,139	負債合計	4,756
1 有形固定資産	14,424	純資産の部	
2 その他の資産	116,714	科目	金額
		I 出資金	44,000
		II 積立金	181,236
		純資産合計	225,236
資産合計	229,993	負債・純資産合計	229,993



法人名 医療法人 心友会  
所在地 呉市西中央一丁目3番10号-4階

※医療法人整理番号 2494

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

当医療法人は、関係事業者との該当する取引はございません。

## 様式 6

## 監事監査報告書

医療法人 心友会  
理事長 下原 康彰 殿

私は、医療法人 心友会の令和6会計年度（令和6年11月1日から令和7年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年12月25日  
医療法人 心友会  
監事